

一般財団法人地方自治研究機構賛助会員規程

平成25年4月1日 規則第3号
改正 平成31年4月8日 規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人地方自治研究機構（以下「機構」という。）定款第44条第3項の規定に基づき、賛助会員（以下「会員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(賛助会員)

第2条 会員は、機構の目的及び事業に賛同して会費を納める団体及び個人とする。

(入会手続)

第3条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

(会費)

第4条 会員は、次の区分により会費を負担するものとする。ただし、財政上の理由により、会費の負担が困難な状況にあると認められる間は、この限りでない。

- (1) 都道府県 年額1口13万5千円
- (2) 指定都市 年額1口13万5千円
- (3) その他の市は人口規模別に次の区分による。
 - 人口50万以上 年額1口6万3千円
 - 人口20万以上 年額1口4万5千円
 - 人口10万以上 年額1口3万6千円
 - 人口5万以上 年額1口2万7千円
 - 人口5万未満 年額1口1万8千円
- (4) 町村 年額1口1万8千円
- (5) その他の関係団体等については、協議により理事長が決定する。

(会員の特典)

第5条 会員（前条ただし書の適用を受ける会員を除く。）は、理事長の定めるところにより、次の各号に掲げる特典を受けることができるものとする。

- (1) 機構が発行する一般的な調査研究報告書、資料集、講演集等の無料配布
- (2) 機構が主催する講習会、講演会等の受講料の免除又は割引
- (3) 会員が主催する研修会等への講師の斡旋

- (4) 機構が保管する図書閲覧
- (5) 機構が会員の用に供する電子情報システムの無料利用
- (6) その他会員の参考に資する情報、資料の提供等

2 前条ただし書の適用を受ける会員は、理事長の定めるところにより次の各号に掲げる特典を受けることができるものとする。

- (1) 機構が発行する一般的な調査研究報告書、資料集、講演集等の無料配布
- (2) 機構が主催する講習会、講演会等の受講料の割引

(退会)

第6条 会員は、所定の退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。

2 前項の場合、既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(その他)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、機構の設立登記の日（平成25年4月1日）から施行する。
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）において、財団法人地方自治研究機構寄附行為（平成8年4月1日自治許第46号）第34条の規定に基づき、この法人の移行前の特例民法法人の会員であった者は、この規程の施行日以後においても引き続き会員とみなす。
- 3 この規程の施行をもって、財団法人地方自治研究機構賛助会員規程（平成8年4月5日規程第1号）は廃止する。

附 則（平成31年4月8日 規程第1号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和元年5月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行前に生じた事由により様式を作成する場合における元号については、なお従前の例による。

入会申込書様式（第3条関係）

賛助会員入会申込書

令和 年 月 日

一般財団法人地方自治研究機構
理事長 殿

団体名
代表者名

貴機構の目的及び事業に賛同し、令和 年度から賛助会員として入会を申し込みます。

住所等	
電話番号	
FAX番号	
E-mail	
担当部署	
担当者名	

退会届様式（第6条関係）

賛助会員退会届

令和 年 月 日

一般財団法人地方自治研究機構
理事長 殿

団体名
代表者名

この度都合により、一般財団法人地方自治研究機構の賛助会員を令和 年 月 日をもって退会
したいのでお届けいたします。